

令和5年度第1回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 令和5年6月15日(木) 午前9時30分から午前11時00分まで
- 2 開催場所 高松市役所 11階 114会議室
- 3 出席者 委員4名

(1) 委員

委員長	富家	佐也加	(弁護士)
委員	春日川	路子	(香川大学法学部准教授)
委員	天谷	研一	(香川大学経済学部准教授)
委員	鈴木	達也	(香川大学創造工学部講師)

(2) 市側出席者

楠財政局長、中島財政局次長(契約監理課長事務取扱)、鴻上契約監理課技術検査室長、三浦契約監理課長補佐、籠島契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、森岡契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、早崎人権啓発課長補佐、上原建築課長、福崎建築課長補佐、上野市営住宅課長、大野市営住宅課長補佐、今池市民やすらぎ課長、北野市民やすらぎ課長補佐、岡田都市計画課長、高橋都市計画課長補佐、山子下水道整備課長補佐

4 会議の概要

(1) 報告

市発注工事等の入札・契約状況などについて

ア 工事等の発注状況について

令和5年1月から4月までの工事及び建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

工事

一般競争入札	18件	公募型指名競争入札	22件	指名競争入札	1件
随意契約	1件	随意契約(緊急工事)	14件		
		合計	56件		25億1,602万円

建設コンサルタント業務

公募型指名競争入札	2件	随意契約	3件		
		合計	5件		1,397万円

イ 指名停止の状況について

令和5年1月から4月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 4者

(2) 審議(抽出事案について)

令和5年1月から4月に開札を行った工事等のうち、委員会があらかじめ契約方式別に以下の4件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、いずれの事

案も指摘に相当する問題点はなかった。

抽出事案

- ア 吉光児童館建設工事
一般競争入札 建築一式工事
- イ すみれ団地7号棟屋上防水改修工事
公募型指名競争入札 防水工事
- ウ 土居殿墓地改修に伴う実施設計業務委託
公募型指名競争入札 土木関係建設コンサルタント
- エ 洲端2号線外1線人孔蓋移設工事（市その20）
随意契約 土木一式工事

(3) その他

- ・ 予定価格の取扱いについて各委員が意見を述べた。
- ・ 次回の会議の日程 令和5年10月（予定）

5 質疑応答（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>「吉光児童館建設工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回目の募集が不調となった結果、再度募集を行った案件であるが、1回目の募集が不調となった理由は何か。 ・ 再度の募集を行う際に、変更した点は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回目の募集では3者の応札があったが、3者とも入札価格が予定価格を超過していた。その後、再度入札を行ったが、2者が辞退、1者が予定価格超過であったため、不調とした。各業者に聞き取りは行っていないため、予定価格を超過した理由については把握していない。 ・ 設計の内容については変更を行っておらず、予定価格の算出に使用する単価を最新のものに変更した。入札参加条件について、1回目の募集では地域要件を市内企業としたが、2回目の募集では市内企業又は準市内企業とした。結果的に、1回目の募集に応札した3者が、2回目の募集においても応札したものである。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回目の募集における応札者の入札価格は、2回目の募集の予定価格の範囲内であったか。 ・ 1者が提出書類不備のため、無効となっているが、1回目の入札では提出書類の不備は無かったのか。 ・ 提出書類を再提出する機会はあるのか。 ・ 無効となった理由について、応札者に知らせているか。 ・ 決定数値とは何か ・ 入札書に添付する提出書類の様式が異なる事を理由に無効とすることは、競争性の確保の観点からもつたいないのではないか。入札期限日までであれば、書類の修正を求める等の措置は取れないのか。 ・ 現行の制度においては、入札が無効となることは理解できるが、入札の競争性を確保する観点から事前確認を行う等、制度の見直しを検討して頂きたい。 「すみれ団地7号棟屋上防水改修工事」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3者とも2回目の予定価格を超過していた。 ・ 1回目の提出書類に不備はなかったが、2回目の募集でも、1回目の募集の提出書類を使用したため、公募番号が異なっており、無効としたものである。 ・ 認めていない。 ・ 応札者に対しては、無効となった理由を連絡している。 ・ 入札参加資格者名簿に登載する際に、経営事項審査の結果等に基づき付与する数値であり、事業者の規模等を表す参考の数値である。 ・ 提出書類の軽微な不備については有効とする場合があり、その判断は一定の判断基準に基づいて行っている。公募番号の誤りは、いずれの案件へ入札を希望したものか疑義が生じるため、無効としており、他の案件においても同様の措置としている。また、本案件は電子入札を採用しており、応札者から提出された書類は、入札の安全性及び公平性を確保する観点から、入札期限日前に内容が確認できない仕様となっているため、事前に書類の修正を求めることはできない。 ・ 市としても競争性の確保は重要な事項であるため、制度の見直しは適時行っていきたい。
---	--

<p>・本工事は7号棟を対象としているが、他の棟についても同様の工事が行われていると理解してよいか。</p> <p>・同一敷地内での重複受注を禁止しているが、これは受注機会の均等化を図るものか。</p> <p>・応札者が1者のみであるが、同一敷地内での重複受注禁止の制限が影響しているか。また、過去の同内容の案件の応札者数はどれくらいか。</p> <p>・市営住宅における工事に関して、同一敷地内での重複受注禁止の制限を撤廃することは可能か。</p> <p>「土居殿墓地改修に伴う実施設計業務委託」</p> <p>・入札者に求める施工実績の金額はどのように算出しているのか。</p> <p>・競争性が確保できない場合、金額要件を下げることはあるか。</p>	<p>・市営住宅の改修については昨年策定した長寿命化計画に基づいて、順次、改修工事を行っている。7号棟については、漏水が認められたため、計画を前倒しし、改修工事を行ったものである。</p> <p>・お見込みのとおり。</p> <p>・本市が求める施工実績を満たす市内企業は少なくとも13者を見込んでいたため、同一敷地内での重複受注禁止の制限によるものではないと思われる。過去の同内容の工事における応札者数は概ね2者から4者であり、市営住宅の工事においては、入居者の生活動線や安全に配慮する必要があり、施工管理が複雑となることが、施工実績を満たす業者数に対して応札者数が少ない原因であると推測される。</p> <p>・同一敷地内での重複受注禁止は原則として全ての案件に課しているものであり、少なくとも初回の募集で撤廃することは難しい。一方で、案件が不調や応札者がいないため中止となり、再度の募集を行う際は、例外的に同一敷地内での重複受注禁止を撤廃することは考えられる。</p> <p>・工事は予定価格の1/2、コンサルタント業務等については予定価格の2/3としている。</p> <p>・入札者に求める施工実績は業務の品質を担保するため課しており、原則、競争性が確保できないことを理由に金額要件を下げることはない。</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業での入札参加見込は何者であったか。 ・入札監視委員会用の資料（入札結果）に一部見にくいものがあるが、改善可能か。 <p>「洲端2号線外1線人孔蓋移設工事（市その20）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装工事と人孔蓋移設工事を異なる業者が施工することはあるか。 ・舗装工事と人孔蓋移設工事を一体発注することはできないのか。 ・一体発注ができない理由については理解するが、人孔蓋移設工事については競争性が働いていないため、一体発注が可能な方法を検討してはどうか。 ・本案件と同様に、他の業種においても、競争入札で受注した工事に対して、別途工事を随意契約で発注することが前提となっている発注事例はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が求める施工実績を満たす市内企業を、少なくとも12者見込んでいた。 ・システムの仕様上、現時点で改善は難しいが、次回の委員会の資料については改善したい。 ・原則ない。 ・人孔蓋移設工事については企業会計が適用されており、舗装工事と会計が異なるため、一体発注することは難しい。 ・今後、検討したい。 ・分離発注が可能な案件については、分離発注を原則としている。
---	---